

特殊勤務手当実績の登録の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																						
北かわち臈が丘高等学校	<p>週休日等の部活動指導の生徒引率業務について、教員特殊業務手当の実績として入力するところ、誤って管外出張としてシステム登録を行い、教員特殊業務手当が未払となっているものが2件あった。</p> <p>※なお、本件は旅費支給されていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>事実発生時期</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td><td>令和4年4月</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>令和4年5月</td><td>1件</td></tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年4月	1件	令和4年5月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、職員に対し、特殊勤務を行った場合には、速やかに実績を入力するよう周知徹底するなど、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について（通知）平成24年7月31日付け教委高第2149号】</p> <p>2 教職員による部活動指導の服務上の取扱い（別紙1）</p> <p>（1）生徒引率（指導）を伴う場合</p> <p>④ 週休日等の部活動指導</p> <p>週休日等における部活動指導は、学校管理下で行われる活動である場合には、公務災害基金に公務災害の適用を求めていくとともに、教員特殊業務手当の支給対象とする。</p> <p>なお、週休日等の活動については、学校週5日制の趣旨を踏まえ、各学校や地域の実情を考慮して、適切な活動日数、時間を設定することが望ましい。</p> <p>（別紙1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>旅費の公費支給</th><th>教員特殊業務手当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">生徒引率（指導）を伴う場合</td><td>①公式戦への参加</td><td>可</td></tr> <tr> <td>②勤務時間内の部活動指導</td><td>可</td></tr> <tr> <td>③平日の勤務時間外の部活動指導</td><td>—</td></tr> <tr> <td>④週休日等の部活動指導</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		旅費の公費支給	教員特殊業務手当	生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可	②勤務時間内の部活動指導	可	③平日の勤務時間外の部活動指導	—	④週休日等の部活動指導	—	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—
職員	事実発生時期	件数																						
A	令和4年4月	1件																						
	令和4年5月	1件																						
	旅費の公費支給	教員特殊業務手当																						
生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可																						
	②勤務時間内の部活動指導	可																						
	③平日の勤務時間外の部活動指導	—																						
	④週休日等の部活動指導	—																						
	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—																						
措置の内容																								
<p>検出事項について、勤務実態を確認した上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。</p> <p>検出事項の原因は、申請者の認識不足と承認者の確認不足にある。</p> <p>再発防止に向けて、関係職員に対して、教員特殊業務手当の申請を適正に行うよう周知を行うとともに、手当担当者及び直接監督責任者が手当や旅費の申請状況を定期的に確認することでチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、法令に基づき適正な事務処理を行う。</p>																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月23日）